

第158期 中間決算公告

平成19年12月7日

松江市東本町二丁目35番地
株式会社 島根銀行
 取締役頭取 田頭 基典

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	12,808	預 金	311,703
コールローン	8,000	借 用 金	1,292
買入金銭債権	25	そ の 他 負 債	1,250
商品有価証券	2	退職給付引当金	233
有 価 証 券	76,769	役員退職慰労引当金	98
貸 出 金	228,876	睡眠預金払戻損失引当金	12
外 国 為 替	0	再評価に係る繰延税金負債	832
そ の 他 資 産	1,020	支 払 承 諾	2,987
有形固定資産	5,110	負債の部合計	318,409
無形固定資産	459	(純資産の部)	
繰延税金資産	2,047	資 本 金	6,400
支払承諾見返	2,987	資 本 剰 余 金	235
貸倒引当金	7,200	資 本 準 備 金	235
		利 益 剰 余 金	5,249
		利 益 準 備 金	994
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,254
		別 途 積 立 金	5,572
		繰越利益剰余金	1,317
		自 己 株 式	29
		株 主 資 本 合 計	11,854
		その他有価証券評価差額金	441
		繰延ヘッジ損益	4
		土地再評価差額金	1,088
		評価・換算差額等合計	642
		純資産の部合計	12,497
資産の部合計	330,907	負債及び純資産の部合計	330,907

〔平成19年 4月 1日 から〕
平成19年 9月30日 まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		4,128
資金運用収益	3,556	
(うち貸出金利息)	(2,931)	
(うち有価証券利息配当金)	(519)	
役務取引等収益	464	
その他業務収益	7	
その他経常収益	101	
経 常 費 用		6,173
資金調達費用	518	
(うち預金利息)	(496)	
役務取引等費用	308	
その他業務費用	5	
営業経費	2,446	
その他経常費用	2,894	
経 常 損 失		2,044
特 別 利 益		2
特 別 損 失		122
税引前中間純損失		2,164
法人税、住民税及び事業税		61
法人税等調整額		109
中 間 純 損 失		2,336

中間貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式及び受益証券以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5．有形固定資産の減価償却は、次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 4年～50年

動 産 2年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる中間貸借対照表等と与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ4百万円増加しております。

- 6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 7．外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,731百万円であります。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により、翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

10. 役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

（会計方針の変更）

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）」が公表されたため、当中間期より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ12百万円増加しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6百万円（税効果額控除前）であります。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間期において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 70百万円

17. 関係会社の株式総額 517百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 3,945百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当中間圧縮記帳額 百万円）

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,686百万円、延滞債権額は13,088百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,101百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,906百万円であります。

なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,464百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務はございません。

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券13,878百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は8百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,125百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ

550百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 269円05銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債			
地方債	2,204	2,224	19
短期社債			
社債	6,036	6,005	31
その他	6,500	6,010	489
合計	14,741	14,239	501

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはございません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,749	2,799	50
債券	53,412	52,600	812
国債	24,391	23,991	399
地方債	3,181	3,079	101
短期社債			
社債	25,840	25,529	311
その他	4,640	4,662	21
合計	60,802	60,062	740

なお、上記の評価差額に繰延税金資産299百万円を加えた額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当行では、売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できる有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うこととしております。当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について、89百万円減損処理を行っております。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、格付もしくは過去一年間にわたる市場価格の推移を勘案して決定する。

時価の下落率が30%未満の場合には、「著しく下落した」に該当しないものとする。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	445
非上場事業債	445
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	517
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
その他有価証券	1,002
非上場株式	199
組合出資	123
非上場事業債	680

32. 当中間期に、満期保有目的の債券680百万円の保有目的を運用方針の変更により変更し、その他有価証券に区分しております。

33. 当中間期末において金銭の信託の保有はございません。

34. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はございません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に149百万円含まれております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,788百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,175百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,898百万円
貸出金償却損金不算入額	407
その他有価証券評価差額金	299
減価償却費損金算入限度超過額	239
退職給付引当金損金算入限度額超過額	94
その他	<u>191</u>
繰延税金資産小計	3,130
評価性引当額	<u>1,083</u>
繰延税金資産合計	2,047
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	
繰延税金資産の純額	<u>2,047百万円</u>

38. （会計方針の変更）

固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、資産のグルーピングの方法について、従来は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般一部の地域について営業体制の見直しを行ったことに伴い、全店の営業体制を見直した結果、当中間期から、営業店単位によるグルーピング（ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピング）に変更いたしました。これにより税引前中間純損失は35百万円増加しております。

39. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.29%

中間損益計算書の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純損失金額 50円29銭

3．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,699百万円、株式等償却89百万円、債権売却損48百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額12百万円を含んでおります。

4．当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。（ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピングしております。）

このうち、以下の資産について、使用方法の変更や市場価格の著しい下落により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	鳥取県米子市 鳥取県倉吉市
主な用途	営業用店舗2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	85百万円（うち土地74百万円、建物10百万円）

地域	島根県雲南市 島根県浜田市
主な用途	遊休資産2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	16百万円（うち土地14百万円、建物2百万円）

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

松江リース株式会社

非連結の子会社及び子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	13,059	預 金	311,541
コールローン及び買入手形	8,000	借 用 金	4,743
商品有価証券	2	社 債	140
有 価 証 券	76,300	そ の 他 負 債	1,496
貸 出 金	227,037	退 職 給 付 引 当 金	233
外 国 為 替	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	105
そ の 他 資 産	2,065	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
有 形 固 定 資 産	10,156	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	832
無 形 固 定 資 産	693	支 払 承 諾	2,987
繰 延 税 金 資 産	2,146	負 債 の 部 合 計	322,092
支 払 承 諾 見 返	2,987	（純資産の部）	
貸 倒 引 当 金	7,311	資 本 金	6,400
		資 本 剰 余 金	235
		利 益 剰 余 金	5,781
		自 己 株 式	29
		株 主 資 本 合 計	12,386
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	441
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,088
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	642
		少 数 株 主 持 分	15
		純 資 産 の 部 合 計	13,045
資 産 の 部 合 計	335,138	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	335,138

平成19年 4月 1日から

平成19年 9月30日まで

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	5,239
資 金 運 用 収 益	3,534
(うち貸出金利息)	(2,909)
(うち有価証券利息配当金)	(520)
役 務 取 引 等 収 益	463
そ の 他 業 務 収 益	6
そ の 他 経 常 収 益	1,234
経 常 費 用	7,257
資 金 調 達 費 用	557
(うち預金利息)	(495)
役 務 取 引 等 費 用	308
そ の 他 業 務 費 用	5
営 業 経 費	2,451
そ の 他 経 常 費 用	3,935
経 常 損 失	2,017
特 別 利 益	2
特 別 損 失	122
税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失	2,137
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	86
法 人 税 等 調 整 額	96
少 数 株 主 利 益	0
中 間 純 損 失	2,320

は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,731百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

10. 役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。(会計方針の変更)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)」が公表されたため、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ12百万円増加しております。

12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰

延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6百万円(税効果額控除前)であります。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間連結会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
70百万円

17. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 26百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 12,020百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円(当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円)

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,686百万円、延滞債権額は13,095百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,101百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,913百万円であります。

なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,464百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	100百万円
有価証券	149百万円

担保資産に対応する債務

借入金	560百万円
-----	--------

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券13,878百万円を差し入れております。

また、借入金3,451百万円及び社債に対する銀行保証140百万円の担保として、簿外資産であるリース債権等3,526百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は8百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,125百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ550百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 280円50銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債			
地方債	2,204	2,224	19
短期社債			
社債	6,036	6,005	31
その他	6,500	6,010	489
合計	14,741	14,239	501

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,749	2,799	50
債券	53,412	52,600	812
国債	24,391	23,991	399
地方債	3,181	3,079	101
短期社債			
社債	25,840	25,529	311
その他	4,640	4,662	21
合計	60,802	60,062	740

なお、上記の評価差額に繰延税金資産299百万円を加えた額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当行では、売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できる有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うこととしております。当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について、89百万円減損処理を行っております。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、格付もしくは過去一年間にわたる市場価格の推移を勘案して決定する。

時価の下落率が30%未満の場合には、「著しく下落した」に該当しないものとする。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	464
非上場事業債	445
その他	19
関連法人等株式	26
その他有価証券	1,004
非上場株式	200
組合出資	123
非上場事業債	680

32. 当中間連結会計期間中に、満期保有目的の債券680百万円の保有区分を運用方針の変更により、その他有価証券に区分しております。

33. 当中間連結会計期間末において金銭の信託の保有はございません。

34. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はございません。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,388百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,775百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

37.（会計方針の変更）

固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、資産のグルーピングの方法について、従来は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般一部の地域について営業体制の見直しを行ったことに伴い、全店の営業体制を見直した結果、当中間連結会計期間から、営業店単位によるグルーピング（ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピング）に変更いたしました。これにより税金等調整前中間純損失は35百万円増加しております。

38. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）8.43%

中間連結損益計算書の注記

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり中間純損失金額 49 円 94 銭

3 . 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,711 百万円、株式等償却 89 百万円、債権売却損 48 百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 12 百万円を含んでおります。

4 . 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピングしております。)

このうち、以下の資産について、使用方法の変更や市場価格の著しい下落により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	鳥取県米子市 鳥取県倉吉市
主な用途	営業用店舗 2 ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	85百万円(うち土地74百万円、建物10百万円)

地域	島根県雲南市 島根県浜田市
主な用途	遊休資産 2 ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	16百万円(うち土地14百万円、建物 2 百万円)

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。